



2024年8月27日

各 位

会 社 名 株式会社エスポア
代表者名 代表取締役社長 矢作 和幸
(コード：3260、名証ネクスト)
問合せ先 取締役経営管理本部長 額田 正道
(TEL. 03-6712-7772)

株主名簿閲覧謄写仮処分の決定に対する保全異議申立てに 関するお知らせ

当社は、2024年8月21日付け「JPIW 合同会社による株主名簿閲覧謄写仮処分命令の申立ての結果に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社株主である JPIW 合同会社（以下「J社」といいます。）が当社を相手方として同年7月16日付で行った当社株主名簿の閲覧謄写を求める株主名簿閲覧謄写仮処分命令の申立て（以下「本申立て」といいます。）につき、同年8月21日付で、東京地方裁判所より、本申立てを認める決定書（以下「本決定」といいます。）を受領いたしました。

当社は、本決定に関し、2024年8月26日付で、東京地方裁判所に対して保全異議の申立てを行いましたので、お知らせいたします。

記

1 保全異議申立に至った経緯

2024年7月22日付「JPIW 合同会社による株主名簿閲覧謄写仮処分命令申立てに関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、J社は、2024年6月17日付「株主名簿閲覧謄写請求書」を当社に対して送付し、当社株主名簿の閲覧謄写請求（以下「本請求」といいます。）を行うとともに、同年7月16日付けで、東京地方裁判所に対し、当社を相手方として本申立てを行いました。

本申立てに係る審理において、当社は、J社には被保全権利及び保全の必要性がいずれもないことを主張してまいりましたが、2024年8月20日、東京地方裁判所において、本申立てを認める旨の本決定がなされました。

しかしながら、当社は、J社による本請求が会社法125条3項1号及び2号の拒絶事由に該当することから本申立ては被保全権利を欠き、かつ、2024年9月11日に基準日が設定されているにも関わらず、本申立てにおいて、J社が株主総会の開催を目的として行っていると主張している点で保全の必要性を欠くものと考えております。さらに、当社は、本決定が、どの時点における株主名簿を開示すべきか不明である点については不適法であるとも考えており、本決定の内容は誠に遺憾であります。

そこで、当社は、本決定を不服とし、2024年8月26日付で、東京地方裁判所に対して保全異議の申立てを行いました。

2 保全異議申立を行った年月日

2024年8月26日

3 今後の方針及び見通し

上記のとおり、当社は、本決定が認められる理由はなく、本決定は直ちに是正されるべきものと考えておりますので、引き続き、適切に主張・立証し、対処してまいります。今後、開示すべき事項が生じましたら、適時開示してまいります。

以上